

# 免税販売を行うことができる機能を有する 自動販売機の指定申請書

国税庁長官 殿

令和 年 月 日

下記のとおり、消費税法施行令第18条の2第2項第3号における免税販売手続を行うことができる機能を有する自動販売機として財務大臣が定める基準を満たすものとして指定を受けたいので、申請します。

## 1. 申請者情報

(フリガナ) 住所等	
(フリガナ) 氏名又は 名称及び 代表者氏名	
(法人の場合) 法人番号	

(参考) 担当者情報

(フリガナ) 氏名	
(フリガナ) 所属部署	
電話番号	
メールアドレス	

## 2. 指定を受けようとする自動販売機の情報

定義への該当性 (※)	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
名 称	
型 式	

(※) 「自動販売機」とは、「商品の販売及び代金の収受が自動で行われる機械装置であって、当該機械装置のみにより商品の販売が完結するもの」をいう。

(注) 上記の情報のうち、申請者の氏名又は名称、自動販売機の名称及び型式については、告示する内容となることから、正確に記載すること。

(別 紙) 指定を受けようとする自動販売機の機能等について

指定を受けようとする自動販売機の主な機能について、該当する内容の「欄」に印(○)を付けてください。(複数選択可)

自動販売機の機能	欄	内容
対応する旅券の種類		IC 旅券
		IC 旅券以外の旅券
対応する免税販売の対象者		外国籍を有する者
		日本国籍を有する者
(「外国人」の免税販売に対応する場合) 対応する在留資格		「短期滞在」
		「外交」
		「公用」
		上記以外の在留資格等 (※ ) ※対象とする在留資格等について記載下さい。
対応する免税対象商品		一般物品
		消耗品
(消耗品の免税販売に対応する場合) 消耗品の特殊包装の方法		自動販売機で特殊包装を行う
		特殊包装済の消耗品を自動販売機に投入する
購入記録情報の送信方法		自動販売機から直接送信する
		自動販売機から直接送信しない。

(以 上)